

物価高騰の影響を受けたみなさんを応援します！

北川村事業者支援 物価高騰対策給付金

長期化する物価の高騰により、経営に大きな影響を受けている個人や法人、農業・商工業など、すべての事業者を対象として事業活動の負担軽減を図るための支援金を給付します。

対象者

- 村内に住所を有する事業者で、下記2つの条件を満たす者
 - ①令和5年分の確定申告もしくは住民税申告を行っていること
※令和5年1月以降に事業を開始し、法人税申告がまだの法人はご相談ください
 - ②対象収入額(各事業収入の合算額から補助金交付金を控除した額)が50万円以上

給付額 ※1事業者につき1回限り

令和5年中の対象収入額

- 50万円以上、100万円未満の場合 →1万円
- 100万円増加するごとに →1万円加算 ◎支給上限額20万円

必要書類

- 北川村事業支援物価高騰対策給付申請書兼請求書
※申請書配布場所:役場担当窓口、案内チラシ、村HP
- 令和5年分の確定申告書(第1表)及び収支内訳書の控えの写し、もしくは確定申告書(第1表)及び青色申告決算書の控えの写し、または令和6年度の住民税申告書の控え(役場受付または税務署受付済みのもの)
- 補助金交付金の名称と金額が確認できるもの(北川村から振り込まれたものについては不要)
- 法人は、法人税確定申告書(別表1)の写し及び決算書※直近1年以内で最新のもの
- 振込口座情報(北川村に登録のある口座を指定した場合は不要)

申請方法

郵送または窓口にて申請 ※令和6年3月15日必着分まで

受付期間

令和6年2月7日から令和6年3月15日 17時まで

申し込み先・問い合わせ

〒781-6441 安芸郡北川村野友甲1530

北川村役場

- 【農業】 産業政策課 0887-32-1221  sangyo@vill.Kitagawa.lg.jp
- 【商工・林業等】 経済建設課 0887-32-1222  kensetsu@vill.Kitagawa.lg.jp